

A I 電竜戦プロジェクト 共通賞金規定

2025 年 01 月 04 日制定

第 1 条 本共通賞金規定について

本規定は、A I 電竜戦プロジェクトが主催する大会、イベントにおける共通賞金規定とし、発布日以降は本定義が適用されるものとする。本定義は必要に応じ改定されるものとする。なお A I 電竜戦プロジェクトが主催する大会であっても、実施される大会において都度賞金規定が定められた場合は、都度設定された賞金規定を優先する。

第 2 条 賞金にかかる賞の定義

賞金にかかる賞とは、通貨、暗号通貨、各種ポイント、クーポンとし賞金規定の対象とする。物品にかかわるもの、例えば賞状や、記念品や表彰にかかわる品物は賞金かかる賞としない。また講演における特典なども、賞金かかる賞としない。

なお賞金かかる賞は下記に分けられる。

- ・順位による賞
- ・順位によらない賞

第 3 条 順位の定義

A 級 > B 級 > C 級・・・の優先順位で順位をつける。つまり、B 級の 1 位は A 級最下位の一つ下となる。C 級の 1 位は B 級の最下位の一つ下となる。なお大会においては、A 級を決勝などと表現する場合があります、その場合はそれに当該するものを判断する。

何らかの理由にて、A 級、B 級、C 級・・・と実施されなかった場合は、その予選や予選に当該する順位を基準とする。

第 4 条 複数エントリーした場合の取り扱い

複数エントリーしている場合、順位による賞はその複数エントリー内で一番先にエントリーしたもののみが対象となる。二番目以降に登録したプログラムが順位による賞の受賞対象となった場合は、表彰は実施され、賞金はスライドする。二番目以降に登録したプログラムが順位によらない賞の受賞対象になった場合は、表彰対象となり賞金も授与される。

第 5 条 複数エントリーにより賞金授与資格のない参加エントリーが賞金授与の順位となった場合

この場合は表彰をし、表彰は行うが、賞金は「該当なし」となる。

第 6 条 同順位に複数いた場合の取り扱い

当該順位の賞金帯を均等割りにする。例えば 2 位と 3 位が 2 人いた場合、2 位と 3 位の賞金を合算して 2 で割った金額をそれぞれの該当者に授与する。

第 7 条 審判団の賞金資格

審判団が順位による賞の受賞対象となった場合は、表彰は実施され、賞金はスライドする。例えば審判団の者が 3 位となった場合は、4 位に 3 位の賞金。5 位に 4 位の賞金を授与するものとする。審判団が順位によらない賞を受賞対象となった場合は、表彰は実施され、賞金は授与されず次回の運営に回されるものとする。

第 8 条 運営設置 AI

運営設置 AI が賞金にかかる賞の対象となった場合は、賞金の授与はされず、スライドも行われず次回大会の原資とする。

第 9 条 本規定に定められていない事象が発生した扱い

実施される大会の審判団が判断するものとする。ただしスポンサーによる順位によらない賞の場合は、スポンサーに確認することを優先する。確認が困難な場合においては実施される大会の審判団が判断する。

以上